

# 南工場建替及び運営事業

技術提案説明会用資料（意見等の内容）に関する回答書  
技術提案書等の作成に関する質疑回答書

令和3年12月

広島市

南工場建替及び運営事業 技術提案説明会用資料（意見等の内容）に関する回答及び技術提案書等の作成に関する質疑回答は、下記のとおりです。

### 1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	発注仕様書	P1-7 第1章 第2節	1-2-7. 環境影響評価書の遵守	<p>発注仕様書において「工事受注者は本件工事の設計・施工にあたって「南工場建替事業に係る環境影響評価書」（以下「環境影響評価書」という。）の内容を遵守する。」とありますが、遵守すべき内容を明確化頂きたいをお願いします。</p> <p>（意図） 2021年10月12日に公表されている「環境影響評価準備書」の「第5章調査、予測及び評価の手法及び結果」を参考として、「大気質、騒音、振動、悪臭、地下水汚染、土壌汚染」について発注仕様書記載事項を遵守すべきと理解しますが、例えば「発生残土は6,500m<sup>3</sup> 想定で、全て場内再利用」「助燃量（都市ガス）使用量が10万 m<sup>3</sup>/年の想定」等の扱いも含め遵守すべき内容の明確化をお願いします。</p>	<p>「大気質、騒音、振動、悪臭、地下水汚染、土壌汚染」については、定量的に評価できるものであるため、発注仕様書にて規制値等を記載しており、その数値を遵守してください。一方、左記のようなその他の定量的に評価できないものについては適切な対策を講じるものとお考え下さい。</p>
2.	発注仕様書	P1-18 第1章 第4節	1-4-1-6. 工期について	<p>発注仕様書において「工期には、原則として本件工事の施工を行わない土曜日、日曜日、国民の祝日、夏期休暇、年末年始の休暇及び検査に要する期間を見込んでいる。本件工事及び別途工事間で工程調整を十分行い、工程管理を行うこと。なお、技能労働者や建設資機材の調達・入手難により工程への影響が生じる場合は、別途、対応に関して協議する。」とありますが、土曜日、日曜日の施工に関しての取り扱いに関してご確認をさせてください。</p> <p>（意図） 昨今は働き方改革で休暇取得の徹底をはかるべく、建設現場での週休2日、4週8閉所（土日完全に作業が出来ない）を必須で求められる場合があります。</p> <p>一方、本業務は長期にわたる業務となり、その間に工事進捗の上で想定外のことが発生することが予想されますので、各作業種、作業員に対しては4週8休遵守を前提に、工程上必要となった場合土日作業に関しても記載ある通り別途対応における協議の中で、施工をさせて頂くことをご了承頂けるようご配慮をお願い致します。</p>	<p>発注仕様書に記載のとおり、原則土曜日、日曜日、国民の祝日、夏期休暇、年末年始は休日とします。</p> <p>やむを得ず休日の作業が必要となる場合は、監督員と協議することとします。</p>

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
3.	発注仕様書	P1-23 第1章 第4節	1-4-1-28. ワンデーレスポンスの取り組みについて	<p>発注仕様書において「本件工事はワンデーレスポンスの対象工事とする。ワンデーレスポンス実施対象工事の場合は、次のことに取り組むこと。※「ワンデーレスポンス」とは工事受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。」とありますが、ワンデーレスポンス対象工事の概要に関してご確認をさせていただきます。</p> <p>（意図） 従来工事（補修工事も含めて）においても毎日作業日報、翌日の予定の連絡の徹底、また問い合わせに対しては速やかな対応を心がけておりますが、今回についても同様の取り組みが本記載内容に該当するとの理解しております。一方、今回「ワンデーレスポンス対象工事」との記載があることから、広島市様として対象工事として特別に定めた要領（実施要領、体制等）があるようであればご教示願います。</p>	<p>本制度の趣旨及び実施内容は発注仕様書に記載のとおりです。</p>
4.	発注仕様書	P1-31 第1章 第4節	1-4-6-6. 工事用車両	<p>発注仕様書において「工事用車両の待機は敷地境界内で行い、周辺道路に駐停車をしてはならない。工事車両の運行に際して適切な点検整備を行い、法定速度を遵守すると共に空吹かし、急発進、急停止は避ける。特に安全運転を徹底すること。また、特定の時間帯に工事用車両が集中しないよう配慮する他、工事用車両の台数削減、乗合いによる現場通勤に努めること。」に関してご確認をさせていただきます。</p> <p>（意図） 事業用地周辺には住宅も含めて多くの施設等がありますが、工事用車両通行ルートに関しての制約条件（使用不可道路、時間帯）等があれば、工事計画に反映させたい為、ご教示願います。</p>	<p>詳細は契約後に協議するものとなりますが、現時点では以下のようにお考えください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東雲三丁目から敷地北側を猿猴川方面に行く道路については通行禁止とする。</li> <li>・国道2号線から瀨崎公園南側の道路を使用し敷地へ進入する。</li> <li>・通勤・通学時間帯の資材搬入車両等の工事関係車両の通行は不可とする。</li> </ul>
5.	発注仕様書	P1-50 第1章 第6節	表1-9 引渡性能試験の項目と方法(4/4)	<p>「番号22 その他」の備考欄において、「その他必要と認めるもの」とありますが明確化をお願いします。</p> <p>（意図） 受注者で想定できるものはないため、明確化されない場合は引渡性能試験項目として含まないものと考えます。</p>	<p>広島市が必要と認めるものと考えてください。事業者の技術提案内容や実施設計内容を踏まえて、必要と認めれば追加を指示します。</p>

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
6.	発注仕様書	P1-54 第1章 第7節	1-7-3-4. 性能確認試験の条件付合格	発注仕様書において「性能確認試験の結果が、必須性能を全て満たしている場合で、技術評価項目に係る性能に関して一部未達がある場合は、広島市が定める方法（募集要項で明らかとする）で技術評価項目不履行の違約金を支払うことを条件として、性能確認試験の条件付合格とすることができる。」とありますが、技術評価項目不履行の違約金算出方法となる広島市が定める方法（募集要項で明らかとする）についてご確認をさせていただきます。 （意図） 技術評価項目不履行の違約金算出方法となる広島市が定める方法（募集要項で明らかとする）についてご教示願います。	「募集要項で明らかとする。」は誤記ですので削除します。
7.	発注仕様書	P1-54 第1章 第7節	1-7-3-4. 性能確認試験の条件付合格	発注仕様書において「性能確認試験の結果が、必須性能を全て満たしている場合で、技術評価項目に係る性能に関して一部未達がある場合は、広島市が定める方法（募集要項で明らかとする）で技術評価項目不履行の違約金を支払うことを条件として、性能確認試験の条件付合格とすることができる。」とありますが、一部未達がある場合の取り扱いについてご確認をさせていただきます。 （意図） 「性能確認試験の結果が、必須性能を全て満たしている場合で、技術評価項目に係る性能に関して一部未達がある場合」の内容について、「技術評価項目に係る性能」が示す範囲が本文章だけでは読み取れないところがありますので、必須性能以外での未達確認条件、範囲に関して具体的に追加でご提示をお願いします。	添付資料-7. 技術評価項目の履行に関する特記事項を参照してください。
8.	発注仕様書	P2-1 第2章 第1節	2-1-1 基本方針(2)①	「自立分散型の電力や熱供給等を確保することなどにより、、、」とありますが、自立分散型とは、災害などによりインフラ設備が遮断された際などに、本件施設が独立して稼働するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9.	発注仕様書	P2-2 第2章 第1節	2-1-4 外観デザイン・景観・緑化計画 (3) ③	「工場立地法に基づく緑化率については、湊崎公園全体と新南工場敷地を含めて25%以上を確保する。」とありますが、湊崎公園の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に該当するグラウンド面積をご教示ください。	事業者選定の段階では、別途提供の湊崎公園CAD図面（参考）や航空写真等により計画してください。 具体的な公園内の緑地面積と環境施設面積については、実施設計時の測量結果を踏まえて計画・確保するものとしてください。

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
10.	発注仕様書	P2-2 第2章 第1節	2-1-4. 外観デザイン・ 景観・緑化計画(4)	<p>発注仕様書において「(4) 本件施設のデザインについては、広島市都市デザインアドバイザー会議開催要綱に基づくデザインアドバイザー会議に諮るため、必要な資料を作成する。また、デザインアドバイザー会議からの提案を尊重したデザインを行う。」とありますが、その実施要領、処置に関してご確認をさせていただきます。</p> <p>(意図) デザインアドバイザー会議については、提出図書に基づく契約後に行われることになるとは思われますが、原則設計内容、費用面に影響が無い範囲での対応を行うとの理解しております。要望に関してデザイン、場合によっては配置計画等の大幅な変更が生じ追加が要するような場合は契約変更対象との理解しております。契約後の設計変更協議内容を極力少なくする意味でも提出図書明瞭化の中でデザインに関してもご指示をして頂けると幸いです。</p>	<p>技術提案説明会で説明したとおりです。なお、デザインアドバイザー会議における指摘事項を踏まえて変更が生じた場合の費用は受注者の負担とします。</p>
11.	発注仕様書	P2-3 第2章 第1節	2-1-7. 地震対策及び 耐震性能の確保	<p>発注仕様書において「(3) 工場棟、その他建屋の数箇所に地震計を設置する。水平加速度で250 gal 以上（震度5 強以上、具体的な水平加速度については工事受注者の提案による）の地震を感知した場合は、自動的に緊急停止システムが作動し、安全に施設を停止できるものとする。</p> <p>また、緊急地震速報を利用した早期警戒システムを構築するものとし、緊急停止システムへ組み込む。」に関してご確認をさせていただきます。</p> <p>(意図) 「緊急地震速報を利用した早期警戒システムを構築」に関しては、広島市様としても他施設との連携も含めて共通な要求事項があればご教示願います。特に要求事項が定まっていないうであれば、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等緊急時速報を受診した後、地震時の対応マニュアルに従った対応を行うシステムとしてご提案をさせていただきます。</p>	<p>緊急地震速報を制御システムや自動緊急停止システムに組み込むことは想定していません。また、他施設との連携も想定していません。</p>

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
12.	発注仕様書	P2-8 第2章 第2節	2-2-4 設計対象人員 表 2-4 設計対象人員	表 2-4 内に合計人数[54]名とありますが、工場棟と南環境事業所合計人数が 54 名と理解すればよろしいでしょうか。	誤記ですので、空欄として下さい。
13.	発注仕様書	P2-10 第2章 第2節	2-2-6. 施設配置計画 での留意事項	(6)道路占用エリアの利用にて、「仮にごみの搬入などの動線とする場合には、占用許可が得られなくなり使用不可となる事態に備え、別の動線を予め計画した配置とすること。」とありますが、車両の誘導員が必要となる場合、費用に関しては広島市殿にてご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	左記のケースが発生した場合の追加費用は本市の負担としますが、追加費用を最小化する計画として下さい。
14.	発注仕様書	P2-17 第2章 第2節	2-2-12 浸水・耐水対策	浸水対策として、「浸水可能性（浸水高さ 1m以上 2m未満）」とありますが、1-3 頁に示す「標高約 3. 6 1～4. 2 6 m」に対して、+ 2 m（標高 5. 6 1～6. 2 6 m）の対策を行うという認識でよろしいでしょうか。	本市が「添付資料-1. 敷地現況図（参考）」で示した地盤高さを基準として対策を実施して下さい。
15.	発注仕様書	P3-10 第3章 第2節	3-2-1. 計量機 (11)	発注仕様書において「(11) 広島市では、全てのごみ処理施設の計量データを集約管理する「(仮称) 広島市計量情報共有システム」の構築を予定している。本件施設の計量システムについては、将来的に広島市専用回線への接続を前提とした設計とすること。」とありますが、将来的な構築を予定している「(仮称) 広島市計量情報共有システム」に関してご確認をさせていただきます。 (意図) 将来的な広島市様システムとの接続への対応として、本事業として設置される自動計量システムより本件施設の中央制御室及び管理棟事務室へ伝送される計量データを、広島市様システムへ外部出力できる端子を設けるものとして検討させていただきます。広島市様が構築されるシステムにおいては、本要領で対応できるものとして頂きたくご配慮をお願いします。	「(仮称) 広島市計量情報共有システム」の詳細については実施設計時に協議するものとします。

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
16.	発注仕様書	P3-46 第3章 第5節	3-5-1. バグフィルタ 5) 設計基準等	<p>発注仕様書では、「(10) 複数室構造とし、ろ布の破損等で1室を閉鎖しても定格運転が継続できるものとする。各室にガス流入閉鎖装置を設ける。」と記載していることについて、バグフィルタの構造として、次のいずれを意図しているのか確認します。</p> <p>① バグフィルタ本体のうち、ホッパーーム（ろ布がある室）を複数構造とし、各ホッパーームに独立した煙道を接続し、各煙道にガス流入閉鎖装置を設ける。</p> <p>② バグフィルタ本体のうち、クリーンルームを複数構造とし、各クリーンルームに独立した煙道を接続し、各煙道にガス流入閉鎖装置を設ける。</p>	①②のいずれでも可とします。
17.	発注仕様書	P3-41 P3-42 第3章 第4節	3-4-20-2.4) (1) 純水用塩酸サービスタンク (4) 純水用苛性ソーダサービスタンク	<p>狭小な敷地内における配置上の制約があり、運用上問題ないことを前提として、本タンクを他設備と兼用とさせて頂きたいと考えます。</p> <p>(意図) 本タンクは純水装置専用には設置しておりますが、純水装置への補給は計量槽から一定量供給することが可能であり、計量槽への補給についてもサービスタンクを介すことなく、別途設置している薬品貯槽（排ガス処理設備や排水処理設備でも使用）からポンプ供給することが可能です。純水装置への薬品使用は、再生時における間欠利用であり、運用上、問題ありません。</p> <p>以上より、サービスタンク分の容量を薬品貯槽で見込むことで、純水装置専用のサービスタンクを省略することが出来ると考えます。</p> <p>他設備と兼用することで、配置スペースを縮小できます。</p>	発注仕様書のとおりとします。
18.	発注仕様書	P3-46 第3章 第5節	表 3-3 入口排ガス条件	入口排ガス条件について、用役費は平均値で算出するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、他工場の運転実績等も参考にしてください。
19.	発注仕様書	P3-47 P3-52 第3章 第5節	3-5-2 消石灰サイロ、 活性炭サイロ 3-5-4-1 アンモニア水タンク	容量は「最大使用量の7日以上」とありますが、p. 3-46の表3-3の入口排ガス条件平均値での最大使用量で必要容量を算出するという理解でよろしいでしょうか。	入口排ガス条件最大値での最大使用量で必要容量を算出してください。

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
20.	発注仕様書	P3-80 第3章 第9節	3-9-1. 設計基準等 1)	<p>発注仕様書において「なお、プラント用水とプラント再利用水の高置水槽については、給水先に応じて加圧する等の必要性がある場合は、設置しなくても可とする。その場合は、高置水槽分の容量を各受水槽に加算すること。」とありますが、以下の場合についても高置水槽を設置しないことは可能と解釈します。                      (意図)                      再利用水の使用先として、ごみ汚ろ過器の洗浄用水やホップステージ床洗浄水を計画しています。ごみ汚ろ過器はろ過残渣のごみピット排出を考慮し上層階（ごみピットホップステージ）に配置する計画としており、ごみ汚ろ過器やホップステージ床洗浄水へ再利用水を送水する場合には、加圧する必要があります。                      上記の場合については、発注仕様書に記載の通り加圧する必要性があるため、再利用水の高置水槽は設置しなくても可と解釈します。高置水槽分の容量は受水槽に加算するものとし、下階に設置するポンプからの直接給水で問題ないと考えます。高置水槽を設置しないことで機器点数を削減し、スペースの有効利用を図ります。</p>	お見込みのとおりです。
21.	発注仕様書	P3-106 第3章 第12節	3-12-1 設計基本条件 1) 運用方法	<p>常用防災兼用発電装置にて発電した電力は提案書に記載して提示する年間総発電量に含めないものと理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の内容が技術評価項目提案書（様式 20-2）に提案する年間総発電量のことであれば、お見込みのとおりです。                      また、常用防災兼用発電装置をピークカット用電力に活用する提案をされる場合は、技術提案書の適当な箇所・項目に発電量や都市ガス使用量等を記載してください。</p>
22.	発注仕様書	P4-4 第4章 第1節	4-1-3. 施設配置計画 2) 施設配置動線計画	<p>発注仕様書において「(10)車両動線計画における車両の最小回転半径は12m以上で計画するものとし、余裕を持った安全な車両動線とする。なお、10t深ダンプ車等の災害等の非常時に通行する車両については、この限りではないものとするが、設計車両回転軌跡に対して余裕を持った安全な動線とすること。」とありますが、敷地が狭いため最小回転半径12mを確保することは困難と考えます。                      (意図)                      車両条件は仕様書 2-18 頁に記載の通りとし、最小回転半径は提案を認めて頂きたいとご検討をお願いします。</p>	<p>不可とします。ただし、平時においても大型バスについては安全な通行が可能な場合に限り回転半径は提案によるものとします。</p>



1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
23.	発注仕様書	P4-24 第4章 第2節	表4-2-1 工場棟計画 標準仕様(参考)	<p>発注仕様書において常用防災兼用発電機室は「発電機室に近接した位置とするが必ず別室で設ける」とあります。</p> <p>今回、常用防災兼用発電機は都市ガスを燃料としますので、蒸気タービン発電機と同室とすることが可能と理解していますが、別室を必須条件としている理由についてご教示願います。</p> <p>(意図)</p> <p>同室となれば以下のメリットが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気タービン及び発電機とメンテナンス場所を兼用できるのでスペースを有効利用できる。</li> <li>・蒸気タービークレーンを使用して常用防災兼用発電機の部品卸し、搬入が可能となる。</li> <li>・常用防災兼用発電機の見学が可能となり、防災対策の重要性をより深く学習できる。</li> </ul>	<p>消防法上の一般取扱所に該当しないこと及び発注仕様書の仕様より優位性のあるご提案であることを条件に可とします。</p>
24.	発注仕様書	P5-26 第5章 第2節 添付資料-1. 敷地 現況図(参考)	5-2-3-1. 解体撤去範囲 3)	<p>発注仕様書において</p> <p>3) 敷地内外構設備(占有区域含む)</p> <p>(1) 敷地内外構設備は全て撤去する。</p> <p>(2) 占有区域で本件施設の外構施設にあたる範囲は全て撤去する。</p> <p>(3) 原則として埋設配管・埋設電線は占有区域にある下水道配管を除いて全て撤去する。</p> <p>とありますが、詳細内容及び撤去後の新設すべき内容について明確化をお願いします。</p> <p>(意図)</p> <p>撤去内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外構設備は全て撤去とありますが、今回計画する建物に必要と思われる給水・都市ガス・情報通信関連が埋設している場合は残置します。</li> <li>・事業敷地との境界部に存在する雨水側溝や電柱電線、西側境界部にあるフェンス、目隠しフェンス、生垣は撤去します。</li> </ul> <p>新設内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業敷地内と段差が生じないように造成レベルを調整し、道路工事を行います。</li> <li>・事業敷地内の整備と一体化した外構工事・排水工事・埋設配管配線工事を行い、西側境界部に生垣とフェンス又は目隠しフェンス、あるいは必要に応じて防音フェンスを整備します。</li> <li>・工事期間中は占有区域を工事エリアとして利用します。</li> </ul>	<p>不要なものは撤去することを基本原則とします。なお、下水道取付管については、再使用できる場合に限り、撤去は不要です。</p> <p>専用区域の宅盤高さについては、敷地利用計画に応じて最適なものとしてください。</p> <p>また、専用区域における土地利用上の制約、及び工事エリアとしての制限については発注仕様書に記載するとおりです。</p>

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
25.	要求水準書	P13 第1章 第3節	1-3-6 広島市における3工場体制への協力	「3工場体制への協力」とありますが、既設プラントメーカー以外が知り得ることができない状況・情報等を踏まえた提案は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。また、中工場、安佐南工場との調整などについては広島市様の所掌であり、業務受注者は市様のご指示のもと運転計画策定、ごみ増加への対応などを行うとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26.	要求水準書	P24 第2章 第3節	2-3-18-1 表2-2 要監視基準と停止基準	<p>表2-2に明記されている停止基準について、水銀については、「定期ハッチ計測データが左記の基準を超過した場合、速やかに該当する焼却炉の運転を停止する。」とあります。</p> <p>停止を行う上での判定方法としては、「大気汚染防止法施行規則 第十六条の十八（水銀濃度の測定）」に以下のように規定されています。</p> <p>「定期測定の結果が前条第一項に規定する排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。」</p> <p>水銀停止基準超過時の対応としては、大気汚染防止法に沿った再測定の結果をもって焼却炉を停止の要否を判断するという理解でよろしいでしょうか。</p>	要求水準書に記載するとおりです。
27.	要求水準書	P36 第2章 第8節	2-8-3 施設利用者対応	現在の南工場での施設利用者対応方法（利用申込みの受付方法、施設利用者の案内方法、備品の貸し出しと返却の管理方法）をご教示ください。	<p>現状の施設利用者対応方法は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込みの受付方法 東雲3丁目町内会の担当者が受付窓口を担当しています。</li> <li>・施設利用者の案内方法 南工場管理棟事務所へ予約者が来場し、鍵の受け渡しを行っています。</li> <li>・備品の貸し出しと返却の管理方法 鍵の受け渡し時に、所定の用紙に使用する備品を記入していただいています。</li> </ul>

1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
28.	発注仕様書	添付資料-6. 本件工事における海外調達材料・部品等の取扱いについて	(備考) ※3	「海外調達品の材料検査は、④により国内における照合検査とするが、照合検査の準備として、規格を証明するマークの入った材料を原則として使用し、マークを製造過程の重要な節目ごとに写真に撮るなど、マークと材料証明書の照合が可能にする」とありますが、日本国内で手配した材料を海外工場へ輸送して使用する場合、上記のマーク管理ではなく、通常材料入荷時にミルシートと材料を照合する材料検査での対応で問題ないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29.	発注仕様書	添付資料-6. 本件工事における海外調達材料・部品等の取扱いについて	(備考) ※3	「海外調達品の材料検査は、④により国内における照合検査とするが、照合検査の準備として、規格を証明するマークの入った材料を原則として使用し、マークを製造過程の重要な節目ごとに写真に撮るなど、マークと材料証明書の照合が可能にする」とありますが、具体的な検査準備要領については実施時協議とさせていただきますでしょうか。	基本的には添付資料-6.に記載のとおりとしますが、具体的な検査準備要領については実施設計時に協議するものとします。
30.	技術提案書作成要領	P3/13	【排ガス温度と水分率に関する留意事項】	「③…なお、煙突部の景観に特段の配慮を要する時期は、例年の敷地周辺の大気状態を踏まえ、11月から4月までを想定している。」とありますが、技術提案における競争の公平性を担保するために自防考慮期間（11月～4月）の考え方を以下の通りご指定願います。  自防考慮期間（11月～4月）は、「基準ごみ質時において煙突出口排ガスの水分率が16%以下、排ガス温度が200℃以上」と同等の白煙防止効果を達成できる煙突排ガス条件とする期間であり、提案数値は実態の予測気温変化に関わらず11月～4月は常に上記の煙突排ガス条件にて運転する前提とする。	白煙防止に考慮すべき期間は、11月から4月の期間とし、この間は煙突出口の排ガス条件を水分率16%以下、排ガス温度200℃以上とさせていただきます。 その他の期間については、既存の南工場の煙突出口の排ガス条件と同等の白煙防止効果が期待される条件として、水分率20%以下、排ガス温度200℃以上とさせていただきます。 なお、上記の排ガス条件（水分率、温度）については、同等以上の白煙防止効果が得られることを条件に変更しても構いません。
31.	技術提案書作成要領	P4/13	2-1-2 施設基本設計数値	設計基本数値に関して、季節区分は以下のように考えてよろしいでしょうか。  夏季：7/1～9/30（大気温度30℃） 冬季：12/1～2/28（大気温度5℃） その他季：3/1～6/30、10/1～11/30（大気温度20℃）	お見込みのとおりです。

## 1. 技術提案説明会用資料（意見等の内容）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
32.	技術提案書作成要領		技術評価項目提案書に使用する用紙サイズについて	技術評価項目提案書に使用する用紙は「A4 判縦置き、横書き、片面印刷」とありますが、指定枚数が A4 判・縦 2 枚以上の様式について、A4 判・縦 2 枚を A3 版・横 1 枚にまとめて作成してもよろしいでしょうか。	不可とします。
33.	技術評価項目提案書（様式 20）	【様式 20-10】	4-2 地域貢献機能	<p>「先行して整備した中工場と安佐南工場の環境学習・環境啓発機能が充実していることもあり、南工場に近接する南区内及び安芸区内の小学生等の主な見学先は、中工場と安佐南工場となっている。このため、本件施設においては、効果的な環境学習・環境啓発機能を備える方針とし、近接する区域の小学生等の見学を受け入れることとする。」に関してご確認をさせていただきます。</p> <p>（意図） 南工場に近接する南区内及び安芸区内の小学生等の主な見学先は、中工場と安佐南工場となっています。環境学習機能・環境啓発機能については、同じ市内小学教育の場となりますが、既存他工場環境学習機能・施設との統一性等にこだわることなく、本施設として発注仕様書記載事項を満足させた上で、独自提案を行うことで検討をさせていただきます。</p>	お見込みのとおりです。

## 2. 入札説明書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	入札説明書	P27	9-1-(1)⑦基準額について	<p>建設工事の基準額とは「広島市建設工事競争入札取扱要綱」21 頁第 38 条第 2 項に記載された算式により得られる調査基準価格との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>建設工事の基準額が 38 条第 2 項に記載の調査基準価格である場合、調査基準価格は税込金額との理解でよろしいでしょうか。また第 2 項における調査基準価格基準額は税抜金額との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>価格評価点の算出に係る建設工事の基準額は、広島市建設工事競争入札取扱要綱で定められた調査基準価格基準額となります。なお、価格評価点の計算にあたっては、最低入札価格、入札価格、基準額のいずれも税抜金額となります。</p>

## 2. 入札説明書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
2.	入札説明書	P27	9-1-(1)⑦基準額について	<p>運営業務の基準額とは「広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱」の第3条第2項の最低制限価格における算定方法に基づくとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>運営業務の基準額が第2項に記載の最低制限価格における算定方法に基づいた金額である場合、その金額は税込金額との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また第1項における最低制限価格基準額は税抜金額との理解でよろしいでしょうか。</p>	質問 No. 2-1 の回答を参照してください。
3.	入札説明書	P30	10-1-2 (5)調査基準価格について	<p>「(4) 本件入札については、調査基準価格を設けない」とございますが、以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>本項目の「調査基準価格を設けない」とは、「広島市建設工事競争入札取扱要綱」21頁第38条第1項において「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断する基準として、低入札価格調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を設定する」に該当する意味においては、本件入札では設けない。</p> <p>ただし、入札説明書9-1.(1)⑦の基準額を算定するにあたっては、同条第2項以降に記載された算式により得た額とする。</p>	お見込みのとおりです。
4.	入札説明書	P36 別紙2	表 本件事業のリスク 分担表	<p>建設段階における物価変動リスクに対する記載がございませんが、建設工事請負契約書（案）/第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更）に従い、リスク分担がなされるものと理解して宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
5.	入札説明書	P36 別紙2	表 本件事業のリスク 分担表 許認可遅延リスクについて	<p>「環境影響評価における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等」については事業者負担となっておりますが、事業者の責めによる場合において事業者負担となるものと理解して宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

### 3. 落札者決定基準について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
1.	落札者決定基準	P5 表3 技術評価項目の構成と配点	●災害に対して強靱な施設の評価の視点②について	<p>●災害に対して強靱な施設の評価の視点②では「大規模災害発生時を想定した迅速なごみ焼却処理の再開、ライフライン確保、地域防災拠点としての機能について、優れた提案がなされているか。」となっています。</p> <p>一方、様式20-3の提案内容②では「大規模災害発生時の機能的対応（空間設計等への配慮を含む）について具体的に説明すること」との記載があり、地域防災拠点としての機能は様式20-5でも記載するようになっていきます。</p> <p>「地域防災拠点の機能」について様式20-3と様式20-5で記載する内容の違いについて具体的に説明をお願いします。</p> <p>また、「空間設計等への配慮」とは「施設配置へ配慮した項目」と読み替えて良いかどうかについてもご教示願います。</p>	<p>様式20-3の②では、「機能面での対応」について提案するものとし、その一部としての「空間設計等への配慮」についても提案していただくことを要求しています。また、「空間設計等への配慮」には、施設配置への配慮も含まれると考えます。</p> <p>一方の様式20-5においては、「地域防災拠点としての機能」としての運用面についての提案を要求しています。</p>

### 4. 発注仕様書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
1.	発注仕様書	P1-2 第1章第1節	1-1-1-4 工期 現地工事着手可能時期について	<p>現地工事着手可能時期（事前調査は除く）は、令和5年4月1日を予定しているとありますが、現地工事着手時期までに南工場の操業が終了しており現地工事着手には影響がないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2.	発注仕様書	P1-2 第1章第1節	1-1-1-4. 工期 令和4年10月予定の仮契約締結から令和4年12月予定の本契約締結までの取り扱い	<p>発注仕様書において「工期は契約を締結した日（令和4年10月初旬を想定）から、令和10年9月30日までとし、工期内には実施設計期間及び試運転に必要な期間を含む。」との記載があります。</p> <p>入札説明書においては建設工事請負契約の仮契約の締結は令和4年10月を予定しており、本契約の締結は令和4年12月となっています。</p> <p>仮契約締結の令和4年10月から本契約締結の令和4年12月までの2-3か月間に、周辺施設調査（近隣調査や刈崎公園での測量等）と調査等に関連する貴市との協議を実施することは可能でしょうか。</p>	<p>「工期は契約を締結した日（令和4年10月初旬を想定）」については、「工期は契約を締結した日（令和4年12月を想定）」へ読み替えてください。</p> <p>また、仮契約締結であっても、本契約締結までの間において、現地での調査等はできません。調査等に関連する協議が、基本協定書に定める準備行為（第4条または第6条）に相当する行為である場合は、本市として協力します。</p>

#### 4. 発注仕様書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
3.	発注仕様書	P1-2 第1章第1節	1-1-1-4. 工期 現地工事着手可能時期	発注仕様書において「また、現地工事着手可能時期（事前調査は除く）は、令和5年4月1日を予定している。」との記載がありますが、ゲート・仮囲い、事務所設置などは令和5年4月1日以前（3月頃）に実施してもよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、令和5年4月1日以前の現地工事着手は予定していません。
4.	発注仕様書	P1-7 第1章第2節	1-2-5. 官公署申請への協力 溶接安全管理審査に対する総合的な支援	溶接安全管理審査に対する総合的な支援について、当チームとしては通常、溶接施工工場と設置者様とのやり取りを円滑に行えるようにする為に、主として以下の支援を実施しております。 ①溶接事業者検査が開始される前の段階で、溶接事業者検査の流れとご対応事項についての説明 ②書類のやり取り時、及び立会時の対応事項の説明 ③溶接事業者検査要領書（設置者様作成成分）の内容の御提案 ④溶接施工工場（当チームが手配する製作工場）と設置者様・審査機関様との検査日程調整 この他に工事受注者にて留意する支援業務内容はありますでしょうか。	①～④は当然実施していただく必要がある内容として考えており、その他本市の求めに応じた検査を担当する本市職員に対する説明会や研修会を開催していただく必要があります。また、溶接安全管理審査に際しては、工事受注者は、検査書類の作成、受験日程の調整、第三者の審査機関との調整、受験時の補助等について主体的に実施していただく必要があります。
5.	発注仕様書	P1-30 第1章第4節	1-4-6-1. 敷地並びに工事区域 瀧崎公園利用料	発注仕様書において「敷地は「添付資料-1」、工事区域は「添付資料-2」による。工事受注者現場事務所、広島市用現場事務所などのための用地は、工事受注者が準備し、用地などを含めた費用は工事受注者が負担する。敷地に隣接する瀧崎公園グラウンドの一部を工事用仮設用地として貸与することができる。」との記載ありますが、技術提案説明会で配布頂いた資料の9頁には、「瀧崎公園部分の利用料（占有許可料）は、原則、無償となる予定ですが、万が一、費用が発生する場合は受注者の負担とします。」との記載があります。 技術提案説明会時にご説明頂いた通り、該当箇所については「公園として機能しなくなった場合」を除き、無償提供頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、「公園として機能しなくなった場合」は有償扱いとなる場合の例示であり、この場合のみ有償扱いとなるという意味ではありませんのでご注意ください。
6.	発注仕様書	P1-31 第1章第4節	1-4-6-5. 周辺施設調査等 周辺施設調査の内容	周辺施設調査は、外観調査のみで良い（内部調査は不要）との理解でよろしいでしょうか。	「広島市建設工事事業損失事件事後調査要領」や手引きに基づく調査が必要です。

#### 4. 発注仕様書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
7.	発注仕様書	P1-35 第1章第4節	1-4-6-22. 保険の付保 工事保険の保険金額に ついて	工事保険（組立保険）の保険金額につきましては、請負工事金額を保障できるものと記載がございますが、請負工事金額のうち解体工事等、工事保険の対象とならない工事部分の金額は、保険金額から控除すると理解してよろしいでしょうか。	工事保険（組立保険）の保険金額については、お見込みのとおりです。 また、解体撤去工事等の工事保険の対象とならない工事部分については、リスク分析等を踏まえて適切な保険を計画・提案してください。
8.	発注仕様書	P1-37 第1章第4節	表1-7 工事期間中の 環境モニタリング項目 及び測定方法等 形質変更に係る工事中 に関する大気観測	発注仕様書において「大気については、工事区域周辺の4箇所で粉じん濃度及び風向・風速を連続測定するものとし、予め公定法で測定した各種物質と粉じん濃度との相関を分析し、傾向を監視する。」との記載ありますが、各種物質とは、地歴調査結果にて汚染の認められた重金属10項目のなかで、大気分析が可能な「カドミウム、クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、フッ素、ホウ素」の8項目でよろしいでしょうか。	ご質問の各種物質については、地歴調査結果にて汚染が認められた物質10項目の全てを対象とします。 なお、大気測定方法としての公定法や準公定法が定められていない物質については、適切な分析方法を提案してください。詳細は実施設計の際に協議により決定するものとします。
9.	発注仕様書	P1-37 第1章第4節	表1-7 工事期間中の 環境モニタリング項目 及び測定方法等 作業場所近傍での測定	発注仕様書において観測箇所として挙げられている「作業場所近傍」の測定内容は、作業場所（解体、掘削など）付近の粉じん濃度と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10.	発注仕様書	P1-37 第1章第4節	表1-7 工事期間中の 環境モニタリング項目 及び測定方法等 仮設遮水壁の内外の地下 水位測定	仮設遮水壁の内外の地下水位測定箇所は、内外1箇所ずつの計2箇所でよろしいでしょうか。	施工計画書の無い状態での質問にお答えすることは出来かねます。 遮水壁外の地下水位分布状況や遮水壁の打設範囲、揚水井戸（ディープウェル等）の位置や個数等を踏まえ、土壌汚染対策工事の主旨を満たした計画としてください。また、遮水壁外での地下水観測用の井戸については、発注仕様書（p.6-9）の「6-3-3-2. 地下水観測井戸」を満たした計画としてください。
11.	発注仕様書	P1-51 第1章第7節	1-7-1-2. 設計の契約不 適合責任及び保証期間 設計の契約不適合期間	発注仕様書において「(1) 設計の契約不適合期間は20年間とする。」との記載がありますが、本事業の実運営期間は令和10年10月1日から令和30年3月31日の19.5年間となっております。契約不適合期間は20年間ではなく、実運営期間の19.5年間との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



#### 4. 発注仕様書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
12.	発注仕様書	P2-8 第2章第2節	2-2-4. 設計対象人員 管理棟の合計人数	表 2-4 設計対象人員には、管理棟の合計人数[ 54 ]名と記載されていますが、事業者提案としてよろしいでしょうか。	表 2-4 のうち 54 名は削除します。当該人数は事業者提案とします。
13.	発注仕様書	P2-9 第2章第2節 P4-4 第4章第1節	2-2-5. 配置計画(9) 搬 出入路 4-1-3. 施設配置計画 2) 構内での対面通行	発注仕様書 2-9 頁及び 4-4 頁において動線計画は「構内での通行は原則として平面一方通行」との記載がありますが、4-4 頁では場内道路の有効幅員として対面通行道路についても指定されております。 動線計画については、発注仕様書に記載の有効幅員を遵守し、十分な安全を確保することを前提として、対面通行道路も可能との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
14.	発注仕様書	P2-9 第2章第2節 P4-4 第4章第1節	2-2-5. 配置計画(9) 搬 出入路 4-1-3. 施設配置計画 2) 反時計まわりの動線	発注仕様書 2-9 頁において動線計画は「構内での通行は原則として平面一方通行となる独立した動線を確保し、極力交差がないよう合理的、且つ、簡素化した動線とする。」との記載がありますが、発注仕様書 4-4 頁では上記に加え「時計まわり」が指定されています。 配置動線計画については十分な安全を確保することを前提とし、「反時計まわり」の動線がある場合についてもお認め頂けないでしょうか。	発注仕様書 p.4-4 の「時計まわりの」は削除します。
15.	発注仕様書	P2-14 第2章第2節	2-2-8. ユーティリティ (3) 燃料 ③専焼認定 常用防災兼用発電装置 の専焼認定	発注仕様書において「敷地内に新たに敷設する都市ガス導管(設備含む)についても同様に専焼認定を取得する必要がある。」との記載があり、日本内燃力発電設備協会の認定を取得する必要がありますが、常用防災兼用発電装置本体についても日本内燃力発電設備協会の製品認証制度による認定取得が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。専焼認定を取得する範囲については、技術提案説明会での説明事項を参考としてください。
16.	発注仕様書	P3-5 第3章第1節	3-1-2-6 タンク・槽 類(3)	「通常運転時においては、最低7日分の貯留容量を常に確保しておくことを前提に有効容量を計画すること」とありますが、焼却灰ピット、固化飛灰ピット、金属ピットの貯留容量においても年末年始等の長期休暇に貯留される量に加えて7日以上を確保すべきでしょうか。	焼却灰ピット、固化飛灰ピット及び金属ピットの容量は対象外と考えています。7日以上を最低容量として適切な容量をご提案ください。

#### 4. 発注仕様書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
17.	発注仕様書	P3-10 第3章第2節	3-2-1 計量機 5) (11)	「広島市では、全てのごみ処理施設の計量データを集約管理する(仮称)広島市計量情報共有システムの構築を予定している。」とありますが、貴市イントラネットを介して広島市計量情報共有システムへ、計量データを指定フォーマットでファイル転送するという理解でよろしいでしょうか。また、時期については工事竣工以降とし、本工事範囲は指定フォーマット帳票作成とイントラネット接続ポートを設ける迄とし、通信設定は工事範囲外という理解でよろしいでしょうか。	(仮称)広島市計量情報共有システムの構成や開始時期等は現時点で未定です。本件工事で施設内に整備する機能等については、ご提案を参考に今後決定します。また、当該システムに関して、施設外で発生する工事及び費用については本件工事的対象外とお考えください。
18.	発注仕様書	P3-17 第3章第2節	3-2-5 車両管制システム(自動車両管制装置) 4) (16)	アンケート時の質疑において、計量棟の記載については誤記と回答がありましたので、計量棟からの投入扉の開閉、手動・自動、開禁止等の設定については無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「計量棟」は削除します。
19.	発注仕様書	P3-20 第3章第2節	3-2-7 ごみクレーン 7)	「患者等が搬入された場合においても、安全かつ衛生的にホップステージ上のごみホップに投入できるよう簡易な搬送設備を設けること。」とありますが、クレーンの補助ホイストで対応することよろしいでしょうか。	可とします。
20.	発注仕様書	P3-22 第3章第2節	3-2-9. 脱臭装置	「1 炉運転時においてごみピット内の換気回数が低下し、ピット内の臭気が施設の内外へ拡散するおそれがある場合は適宜稼働できるものとする。」とありますが、1 炉運転時は、停止した1 炉分の不足を脱臭装置で補い、2 回/h 以上を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「ピット内の臭気が施設の内外へ拡散するおそれがある場合」に必要な性を判断して稼働することを想定しています。
21.	発注仕様書	P3-28 第3章第3節	3-3-4-2. 炉体鉄骨及び炉体ケーシング (11) 炉体間の階段通路幅	発注仕様書において「(11) 炉体間に最下階から最上階までの直通階段を各々設ける。この場合の有効通路幅は1,500mm 以上を確保する。」との記載がありますが、発注仕様書 3-2 頁(9)においては「点検歩廊の幅は800mm 以上、主要通路の幅は1,200mm 以上、階段の傾斜は45度以下とし、傾斜角、けあげ、踏面幅は極力統一する。」との記載があります。 炉体間の直通階段についても有効通路幅を1,200mm 以上とすることよろしいでしょうか。	p. 3-28 の「(11) 炉体間に最下階から最上階までの直通階段を各々設ける。この場合の有効通路幅は1,500mm 以上を確保する。」は削除します。

#### 4. 発注仕様書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
22.	発注仕様書	P3-32 第3章第4節	3-4-1 ボイラ本体 9) 設計基準等(23)	「液面計は、ボイラドラムに二色液面計と透視式液面計を取り付ける」とありますが、二色液面計と透視式液面計の代わりにマグネットフロート式液面計を使用することをお認めいただけますでしょうか。	可とします。
23.	発注仕様書	P3-34 第3章第4節	3-4-4 過熱器 4)設計 基準等(2)	「蒸気式スートプロアを適用する箇所にはドレンアタック用プロテクタを設ける。」とありますが、運営上のメンテナンスとして適時適切に設ける方針とさせていただけないでしょうか。	発注仕様書に記載するとおりとします。なお、過熱器のスートプロアについては、蒸気によらない方式を要求しています。
24.	発注仕様書	P3-34 第3章第4節	3-4-5 エコノマイザ 6)設計基準等(4)	「ドレンアタック用プロテクタを設ける。」とありますが、運営上のメンテナンスとして適時適切に設ける方針とさせていただけないでしょうか。	発注仕様書に記載するとおりとします。
25.	発注仕様書	P3-121 第3章第13節	3-13-3-1 監視制御装置(5)その他 3)、4)	プリンタは防音ケース付とありますが、低騒音形のプリンタを採用する場合、防音ケースは設けなくてもよろしいでしょうか。	可とします。
26.	発注仕様書	P3-123 第3章第13節	3-13-3-7 モニタリング装置	広島市役所とのインターネット回線開設費用及び通信費用は、貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	インターネット回線開設費用及び通信費用は、発注仕様書 p. 4-84 の「4) インターネット設備及びサーバ設備」に準じます。
27.	発注仕様書	P3-138 第3章第15節	3-15-1. 説明用調度品 3)焼却炉断面模型 焼却炉断面模型の寸法	発注仕様書 3-138 頁において焼却炉断面模型の寸法(一例)は「横10m×高さ5m×奥行き3m程度」と記載されておりますが、寸法については(一例)と記載ありますので、事業者提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28.	発注仕様書	P3-140 P3-141 第3章第13節	3-15-2 運転状況表示盤(その1) 3-15-3 運転状況表示盤(その2)	運転状況表示盤への表示項目に光化学スモッグ発生状況がございますが、気象庁が公表する発令状況をもとにオペレータが任意に端末へ入力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29.	発注仕様書	P5-18 第5章第2節	表 5-2 設備概要(灰出し設備) 灰ピットの解体	発注仕様書 5-18 頁において現施設に容量 200m <sup>3</sup> の灰ピットがありますが、解体着手時には灰は撤去され残置は無いものとしてよろしいでしょうか。	発注仕様書 p. 5-1 の第1節 計画基本事項に記載するとおりです。

## 5. 要求水準書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	要求水準書	P2 第1章第1節	1-1-1-5 広島市の業務範囲(4)	<p>貴市の業務範囲として「搬入車両への指導業務（～業務受注者協力の下、広島市が実施する展開検査等で～指導業務のこと）」とあります。また、2-2-2-2(4)に「業務受注者は、不定期の展開検査（搬入物の中身の検査、2日/月程度）を広島市立会いのもと実施すること。」とあります。</p> <p>上記の展開検査に関する2か所の記載は、同一の展開検査に関する内容が示されおり、業務受注者は2日/月程度の頻度にて展開検査を実施し、貴市にお立合いいただくという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、1日あたりの検査対象車両の台数について、想定されている数値があればご教示願います。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>1日あたり検査車両台数については4～5台を想定してください。</p>
2.	要求水準書	P5 第1章第2節	1-2-19 災害発生時の協力(1)	<p>「当該廃棄物の処理に係る追加的費用については、運營業務委託契約書で定める変動費により支払うものとする」とありますが、受付管理要員の増員等、変動費以外の費用が発生する場合の対応については、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>災害廃棄物の処理に伴うピット内処理対象物の性状、年間処理量が契約書に定める範囲内である場合は、規定の変動費単価と固定費単価を適用するものとします。</p> <p>ただし、災害廃棄物の搬入に際して、受入れ時間の延長、必要な前処理等の追加的業務が発生した場合は、追加費用について双方協議のうえ精算するものと考えてください。</p>
3.	要求水準書	P5 第1章第2節	1-2-19 災害発生時の協力(1)	<p>「～災害廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を広島市が実施しようとする場合、業務受注者はその処理処分に協力すること～」とあります。本施設が処理すべき災害廃棄物の年間処理量について、想定値がございましたらご教示願います。</p>	<p>広島市災害廃棄物処理計画において本市焼却施設全体での処理量を想定しているのみであり、当施設で処理する災害廃棄物の想定値はありません。災害発生時点での災害廃棄物状況や本市ごみ処理状況を踏まえ、協議させていただくこととなります。</p>

5. 要求水準書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
4.	要求水準書	P9 第1章第3節	1-3-2 処理対象物及び年間処理量	<p>(2)計画年間処理量には「～80,700 トン/年を標準とし、72,630～88,770 トン/年(80,700±10%)の範囲で変動する。」とあります。</p> <p>また、1-3-4(13)では、「～なお、令11・12年度においては、広島市安佐南工場で基幹改良工事を予定しており、この間、一時的に本件施設へのごみ搬入量が増加する。」とあります。</p> <p>貴市安佐南工場での基幹改良工事による一時的なごみ搬入量の増加は、数か月単位であり、月ごとの搬入量を調整することで上記72,630～88,770 トン/年の範囲に収まると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、搬入調整のおおよその想定される期間と量(●カ月間で合計●●tの増加見込み)がございましたらご教示ください。</p> <p>また、ごみ量増加の範囲については、貴市との協議により、本施設の運転計画の見直し等により可能な範囲で対応を行うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>① 基幹改良工事の実施内容が未確定であり、今後、計画を策定することとしているため、計画策定段階で協議することとします。</p> <p>② ①の協議を経た後、搬入調整のおおよそ想定される期間と量については、対象とする業務年度の前年度の適当な時期に本市から通知するものとします。</p> <p>③ 運転計画の見直しについては、双方協議によるものとします。</p>
5.	要求水準書	P9 第1章第3節	1-3-2 処理対象物及び年間処理量	<p>表1-2に「可燃性大型ごみの年間処理量150t/年」とありますが、本表の処理量が、本施設に設置する可燃性粗大ごみ破碎処理装置にて平常時(災害時を除く)に処理を行う対象物という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、搬入頻度、及び1回あたりの平均搬入量についてご教示ください。</p>	<p>年間処理量については、ご理解のとおりです。</p> <p>搬入頻度等の想定は以下のとおりですが、数値のばらつきが大きい点も考慮の上、参考程度でお考えください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入が多い月で50回/月程度</li> <li>・搬入1回当たりの平均搬入量は、0.5t/回程度。ただし、最大の搬入車両が10t平ボディとなることを前提に想定してください。</li> </ul>
6.	要求水準書	P11 第1章第3節	表1-3 本件業務における委託料の構成	<p>広島ガスの都市ガス単価は、使用月、使用量により大きく変動するものとなります。実際の運営時に、運営費として算出したこれらの条件が異なった場合は協議とさせていただきます。</p>	<p>事業者からの申し出が妥当である場合には、運営業務委託契約書(案)別紙12(p.48)の(2)に基づいて処理します。</p>
7.	要求水準書	P18 第2章第2節	2-2-2-1 計量棟での受付管理	<p>「業務受注者は、計量棟において、～一般持込車の計量手続きを行う。」とあります。一般持込車の受付管理を行う上で、「建替工事発注仕様書」のP3-10 計量機の項に記載されているデータ処理項目のほか、に事業者が記録すべき持込者の管理情報があればご教示ください。</p>	<p>計量データの処理項目は工事発注仕様書のとおりとしますが、受付管理業務において、違反ごみの発見やクレーム等の特記すべき事象が生じた場合は、本市へ報告の上、業務報告書に記載していただくことを想定しています。</p>

## 5. 要求水準書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
8.	要求水準書	P31 第2章第5節	2-5-2. 環境保全計画(5) 既存の南工場における 専門第三者機関への測定委託状況	表2-5に記載の現施設における測定項目と頻度(参考)について、法令に定める項目・頻度を超えるものについて全て専門第三者機関に委託していますでしょうか。 表2-5の中で専門第三者機関に委託していない項目と頻度があれば、ご教示願います。	全て専門第三者機関に委託しています。なお、法令の規定に該当するか否かに関わらず、原則、環境計量士等の有資格者により測定を実施してください。資格が規定されていない項目についても、十分な実績を有する機関において実施してください。
9.	要求水準書	P36 第2章第8節	2-8-2. 見学者対応	見学者対応について以下をご教示願います。 ①見学者・来場者対応の対象者については、事前予約者のみとの理解でよろしいでしょうか。 ②運営事業者にて対応する曜日、時間をご教示ください。 ③運営事業者にて対応する対象となる見学者の年間受入れ人数について、想定値もしくは実績値があればご教示下さい。 特に個人の見学者人数の想定値もしくは実績値があればご教示下さい。	① お見込みのとおりです。 ② 見学が可能な日時は次のとおり想定しています。 ・月曜日から金曜日(祝日、年末年始(12月24日から翌年1月9日)、8月6日を除く)9:00~16:30(12:00~13:30は除く) ・2月、4月、6月、8月、10月、12月の第3日曜日10:00~11:30 ③ 現時点で想定している数値はありません。
10.	要求水準書	P36 第2章第8節	2-8-3 施設利用者対応	「業務受注者は、本件施設の多目的利用施設を利用する施設利用者(利用申し込みの受付、案内、備品貸し出し等含む)を行うものとする。」とありますが、対応する曜日、時間帯をご教示下さい。	以下を想定しています。 ① 受付時間帯：平日(9:00~17:00) ② 利用時間帯：12/28~1/4を除く全ての日(9:00~21:30)
11.	要求水準書	P37 第1章第2節	2-8-6 住民対応(2)	「(2)~休日及び夜間の住民対応は業務受注者が行う。」とあります。業務受注者が行う、休日及び夜間の住民対応とは、市民からの意見・苦情等に対する初期対応との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12.	要求水準書	P37 第2章第8節	2-8-6 住民対応(3)	「(3)~業務受注者が広島市の代行として初期対応を行う。業務受注者は直ちに広島市へ連絡し広島市職員が到着するまでの対応を行う。」とありますが、業務受注者が行う住民対応とは、計量棟もしくはプラットホームにおける、住民からの意見、苦情に対する対応、事務所訪問者の応対、電話による問合せとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 5. 要求水準書について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
13.	要求水準書	P37 第2章第8節	2-8-7 情報発信	「～ホームページ上に記載する施設の維持管理実績や情報公開項目についての必要な情報について、広島市の指示による様式と頻度により更新すること。」とあります。想定される更新の頻度についてご教示ください。	操業実績や各種測定結果は月次更新、その他については随時更新を想定していますが、詳細は契約後の協議により決定します。
14.	要求水準書	P39 第2章第9節	2-9-7 住民対応業務	「本件施設に関する市民からの意見・苦情等に対する受付については、広島市が対応する。」とありますが、住民からのごみ分別方法に関する問い合わせなどについての電話対応も、貴市が対応すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 6. 技術提案書作成要領について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
1.	技術提案書作成要領	P3/13	1-5. 技術提案書の提出 (1) 提出資料 図面集の提出方法	③図面集の提出方法について、見開き製本以外に下線部もご承認いただけないでしょうか。 ・図面集 (A3 判) 「見開き A3 判製本」、 「A4 判パイプファイル綴」、 <u>「A3 判パイプファイル綴」</u> ・図面集 (A2 判) 「見開き A2 判製本」、 <u>「図面ケースファイル」</u>	不可とします。
2.	技術提案書作成要領	P3/13	2. 技術提案書作成要領 中表紙とインデックス	「項目ごとに中表紙とインデックスを付すこと。」とありますが、「項目」の最小単位は、p4, 2-1(2)「①施設全体配置図」のように項目①から始めるものとしてよろしいでしょうか。	可としますが、目次と一致するように分かり易いものとしてください。
3.	技術提案書作成要領	P3/13	2. 技術提案書作成要領 提案書のページ番号	技術提案書 (本編) のページ番号は、下記に示す通り、技術提案書作成要領 p. 1, 1-3①～⑤の説明書単位としてもよろしいでしょうか。 また、技術提案書 (図面) は (本編) と別で綴じるため、ページ番号は 1 から順に振ってよいでしょうか。  ① 施設概要説明書 ページ番号 1-1～ ② 仕様概要説明書 ページ番号 2-1～	事業者の任意で設定してください。ただし、分かり易さに配慮願います。

## 6. 技術提案書作成要領について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
				③ 施工計画説明書 ページ番号 3-1～ ④ 汚染土壌処理単価及び処分量提案書 ページ番号 4-1～ ⑤ 運営計画概要説明書 ページ番号 5-1～ ⑥ 図面 ページ番号 1～	
4.	技術提案書作成要領	P3/13	2. 技術提案書作成要領仕様概要説明書のページ番号	技術提案書（本編）の様式 13～16 号の仕様概要説明書には、あらかじめ様式ごとにページ番号が 1 から記載されています。提出時と同じ Microsoft® Word ファイルのフッター設定を使用したページ附番とすることによろしいでしょうか。	事業者の任意で設定してください。ただし、分かり易さに配慮願います。
5.	技術提案書作成要領	P9/13	2-4. 汚染土壌処理単価及び処分量提案書 汚染土壌の処理委託業者	様式 17 に記載予定の処理委託業者が、受注後の処分量対応、運搬距離、単価などの精査により変更となることをお認め頂けないでしょうか。	不可とします。ただし、提案する処理処分単価と変わらないこと、または安価となる場合は協議に応じます。 その他は、発注仕様書 p. 6-7 の 2) (3) 及び 4) を参照してください。
6.	技術提案書作成要領	P10/13	2-5 運営計画概要説明書(2)⑧	⑧変動費単価提案書に「ごみ質の変動範囲を計画ごみ質の範囲とし、これらの変動範囲内において 1 か月間の実績（ごみ搬入量、ごみ質）に応じて変動費単価を算出・決定するものとする。また、変動費単価の算出に適用するごみ質については、DCS 上の低位発熱量演算値の月間平均値とする。」とありますが、例えば炉出口 HCL 濃度などの他の変動要素も加味した変動費単価の算出を認めていただけないでしょうか。	不可とします。
7.	技術提案書作成要領	P11/13	2-6 図面(2)	⑮ 建築一般図（工場棟、管理棟、計量棟、車庫棟、その他付属棟とする。）のうち、各階平面図、断面図は、「①各階機器配置図」および「②主要断面図」で兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。

## 7. 様式集その 2 について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	様式集その 2	様式 20 様式 20-7	3-1 安定処理を可能とする処理システム	焼却残渣の排出量計算根拠は A4 縦と指定がありますが、枚数については制限がないと理解してよろしいでしょうか。	特に指定はありません。



## 8. 様式集その3について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回答
1.	様式集その3	様式 13、様式 14、 様式 15、様式 16	記入方法について	様式 13、様式 14、様式 15、様式 16 への記入は「_____社仕様内容」の列に記入するものとし、「_____社仕様内容」の下線部は空欄のままでよいとの理解でよろしいでしょうか。	チーム名を記入してください。
2.	様式集その3	様式 21、22	提出方法について	様式 21 及び様式 22 のファイリング方法等の体裁については任意という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、提出部数は2部としてください。
3.	様式集その3	様式 21、様式 22、	記入方法について	様式 21、様式 22、様式 23、様式 24 の代表企業及び代表者氏名については、一般競争入札参加資格確認申請書にて届け出た者として同一であると理解して宜しいでしょうか。 また、入札参加者名称は代表企業名でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4.	様式集その3	様式 21-3 および別紙		様式 21-3 解体撤去工事費見積内訳書において、別紙にて明細書を作成するようご指示を頂いていますが、ご提示する数量や単価等についてはご契約後の協議内容には影響を与えるものではないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5.	様式集その3	様式 23(入札書) および 別紙 1	封筒への封印について	様式 23 別紙 1 の入札書等の提出方法において、入札書と入札書及び入札内訳書の封筒への封入を行うにあたり、図にお示し頂いたとおり封印は必要であると理解して宜しいでしょうか。	封印、封字(ㄇ)のいずれも可とします。
6.	様式集その3	様式 23(入札書) および 別紙 1	封筒への封入および封印について	入札書の提出方法は、内封筒に入札書1枚を入れ封印し、外封筒には入札内訳書(様式 24-表紙~様式 24-12)と入札書(封印済)を入れ、これを封印するものと理解して宜しいでしょうか。 また、入札内訳書(様式 24)の綴じ方等の体裁は任意であると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7.	様式集その3	様式 23(入札書) および 別紙 1	入札書の提出時に使用する封筒について	入札書および入札書・入札内訳書の封入に用いる封筒は、定形封筒であれば色・サイズは任意という理解でよろしいでしょうか。 また、包装紙を使用する場合にも色等は任意であるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 8. 様式集その3について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
8.	様式集その3	様式23(入札書)および別紙1	金額の記載について	入札書への入札金額及び入札内訳金額の記載にあたり、各々の金額の左に「¥」マークの記載は必要でしょうか。	「¥」マークの記載は必須ではありません。

## 9. 建設工事見積書作成要領について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	建設工事見積書作成要領	表紙	建設工事見積書の提出方法	<p>建設工事見積書の提出方法については以下の通りでよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本見積書のみパイプファイル綴（運營業務見積書は別ファイル）</li> <li>・ 提出部数は、正1部、副4部</li> <li>・ 電子データは、技術提案書作成要領 3頁 1-5(1)④電子データに格納</li> </ul>	<p>建設工事見積書と運營業務見積書の提出部数は各々2部としてください。 その他はお見込みのとおりです。</p>

## 10. 運營業務見積書作成要領について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	運營業務見積書作成要領	表紙	運營業務見積書の提出方法	<p>運營業務見積書の提出方法については以下の通りでよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本見積書のみパイプファイル綴（運營業務見積書は別ファイル）</li> <li>・ 提出部数は、正1部、副4部</li> <li>・ 電子データは、技術提案書作成要領 3頁 1-5(1)④電子データに格納</li> </ul>	<p>質問 No. 9-1 の回答を参照してください。</p>

## 1 1. 建設工事請負契約書（案）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	建設工事請負契約書（案）	P17 29 条第 4 項	不可抗力の場合の負担について	建設工事請負契約書（案）第 29 条 4 項に「発注者は、～請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。」とございますが、不可抗力リスクの一部を担保する保険を受注者が付保しており、保険金が支払われた場合、当該保険金は受注者の負担相当分に充当が可能であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2.	建設工事請負契約書（案）	P30 第 57 条第 1 項	建設工事時における保険について	「受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。」とございますが、建設工事保険（組立保険）にて火災事故等を補償可能な場合には火災保険は別途付与しなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、契約後に具体的な保険内容（種類、目的、保険金額、期間、被保険者等）を確認し、適切な保険を付しているか判断することとなります。

## 1 2. 運營業務委託契約書（案）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
1.	運營業務委託契約書（案）	P2 第 3 条第 1 項	契約の保証について	各事業年度の開始日までに保証を付さなければならない旨の記載がございますが、金融機関若しくは保証事業会社による保証は、各年度毎（単年度毎）に付す必要があると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2.	運營業務委託契約書（案）	P2 第 3 条第 2 項	契約の保証について	「この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証」とございますが、金融機関等の中に保証事業会社は含まれると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3.	運營業務委託契約書（案）	P11 第 30 条第 4 項	本件施設における処理不適合物の取扱いについて	「受注者は、発注者が搬入し、発注者又は受注者がごみピット等の受入供給設備へ投入した処理対象物について、目視等により第 1 項に規定する処理不適合物の発見に努め、処理不適合物のごみホッパへの投入を防止するとともに、ごみピット内に処理不適合物が混入されている場合にはこれを排除する。」とありますが、上記の下線箇所を、下記のように変更していただけないでしょうか。  「受注者は、発注者が搬入し、発注者又は受注者がごみピット等の受入供給設備へ投入した処理対象物について、目視等により	運營業務委託契約書（案）のとおりとします。

## 12. 運營業務委託契約書（案）について

No	募集要項の資料名	頁と項目等	質疑項目	質問の内容	回 答
				第1項に規定する処理不適物の発見に努め、処理不適物のごみホッパへの投入を防止するとともに、ごみピット内に処理不適物が混入されている場合には可能な範囲でこれを排除する。」	
4.	運營業務委託契約書（案）	P20 第49条第3項	ごみ質について	<p>「一年度の本件施設に搬入される処理対象物のごみ質が本件計画性状の範囲を逸脱する場合において、本件計画性状の範囲を逸脱したごみ質の処理対象物の処理に要した費用の増加分又は減少分が当該年度に適用される委託料(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下本条において同じ。)の3パーセントに相当する額(以下「受注者負担増減分」という。)を超えることを発注者又は受注者が合理的に説明し、他の相手方が当該説明の内容に合意した場合、発注者又は受注者は、本件計画性状の範囲を逸脱したごみ質の処理対象物の処理に要する費用の増加分又は減少分が受注者負担増減分を超えるものについて、当該年度の最終月において精算を行うことを請求できるものとする。」とありますが、上記下線箇所を、下記のように変更していただけないでしょうか。</p> <p>「一年度の本件施設に搬入される処理対象物のごみ質が本件計画性状の範囲を逸脱する場合において、本件計画性状の範囲を逸脱したごみ質の処理対象物の処理に要した費用が、当該年度に適用される委託料(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下本条において同じ。)に比べ増加又は減少したことを発注者又は受注者が合理的に説明し、他の相手方が当該説明の内容に合意した場合、発注者又は受注者は、本件計画性状の範囲を逸脱したごみ質の処理対象物の処理に要する費用の増加分又は減少分について、当該年度の最終月において精算を行うことを請求できるものとする。」</p>	運營業務委託契約書（案）のとおりとします。
5.	運營業務委託契約書（案）	P27 第71条第1項	不可抗力の場合の負担について	<p>運營業務委託契約書（案）第71条1項に、不可抗力による損害額 及び追加的費用の合計額が年間の委託料の100分の1に至るまでは受注者が負担する旨の記載がございますが、不可抗力リスクの一部を担保する保険を受注者が付保しており、保険金が支払われた場合、当該保険金は受注者の負担相当分に充当が可能であると理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。